

令和4年度地域雇用活性化推進事業における企画競争に係るQ & A

該当箇所	質問内容	回答
仕様書 7(4)事業実施体制	協議会の事務を、ボランティア等賃金の発生しない者に行わせることはできますか。	活性化事業の企画・実施並びに関係行政機関及び関係団体等との連絡調整に当たる者として事業推進員を配置する場合は、協議会と事業推進員との間で6か月以上の有期雇用契約又は期間の定めのない雇用契約を締結することとしており、これをボランティア等に行わせることは認められません。
仕様書 8(2)委託費で措置する経費	UIJターン就職希望者現地滞在費には、宿泊地から会場までの交通費は含まれますか。	地域内の交通費については、滞在費に含まれません。 ただし、セミナーの内容に現地視察が含まれる等、事業の一環として地域内でのバス移動を要する場合、バス借上料を委託費で措置することは可能ですので、費用対効果を十分に検討して対応して下さい。
仕様書 8(3)委託費で措置できない経費	インターンシップ受入先企業への謝金について、委託費で措置できますか。	謝金については、個人へ対しての支払を想定しているため、可能な限り役務等の再委託等で対応してください。 また、仮に企業に謝金を支給する場合は、既存の内規等に基づき、適正な支払等を行ってください。
仕様書別紙1「アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項	協議会構成員である企業への就職について、アウトカムに計上できますか。	計上できます。